

嫁」で緊急調査

5万2千社を対象に実施

調査対象は約5万2千社。すでに一部の取引では、消費税率の引き上げを見据えた来春の価格交渉がはじまっていることから、調査を通じて大規模小売業者による違反行為を早期に発見し、是正を図るとしている。



をテーマに事業承継としての自社株対策について紹介。「事業承継は自社株評価で決まる」と述べ、生前に自社株の評価を引き下げて後継者に移すことで納税問題は解決することが多いと説明した。

利益を小さくするための株価対策としては、役員の生前退職金の支給や会社分割などを挙げた。その際に「航空機購入の節税効果」について、ジャンボジェット機は30億円だが小型ヘリコプターであれば2千万円程のものもあると、別々に推奨するわけではない。「別に推奨するわけではない」と前置きをしたうえで、「購入すれば航空会社が一括管理をしてもらえる航空機は減価償却のメリットなど節税効果が非常に高い商品」と紹介した。



▲市川康明氏

そのほか、組織再編や持株会を活用した事例、みなし贈与で課税されたケースなどを紹介した。

国税OB税理士が語る

税務調査の実態と調査官の本音

松崎洋



第43回 書面添付の実効性

上 意下達という公務員体質から問題になることですが、上位機関

の考えと、現場の実態がかけ離れている場合、上位機関の考える改革の趣旨が捻じ曲げられることがあります。その典型例が、「書面添付」と呼ばれる制度でしょう。

書面添付とは、税理士が法令に基づいて正確な申告書を作成したことなどを記載した一定の書面を提出した場合、税務調査前に税務署からの所定の意見聴取を受けることができ、その結果として対象とした申告書の内容に問題がないと税務署が判断するのであれば、税務調査を実施しない、という制度をいいます。簡単に言えば、税理士がきちんと内容を見ているので、税務調査を行わなくても大丈夫でしょう、というのがこの制度の趣旨なのです。

このため、書面添付は誰もが嫌がる税務調査を回避できる可能性がある制度として、税理士会なども積極的に導入を進めています。加えて、税務署サイドも、税務調査に係るマンパワーを削減できる、という意味がありますので、税理士に勧めており、聞くところによると導入率を高めるよう上位機関からノルマも割り当てられているとのことです。

このように申し上げますと、税務調査を回避できる優秀な制度として、広く書面添付は定着するという期待も持たれています。私見を申し上げますと、

この制度が定着することは極めて難しいと思います。と言いますのも、実際に税務調査を行ってきた調査官の立場からすれば、現状のこの制度では明らかに不十分だからです。

税務調査官のスタンスは、相手を信用せず、事実関係を自分の目で確認することにあります。このため、調査先の発言を信頼したり、元帳など税理士が作成した資料をそのまま受け入れたりすることはありません。その発言や資料が正しいものなのか、さまざまに証拠を照らし合わせながら確認することが税務調査ですから、「きちんと見ているから大丈夫」という税理士から出される書面や意見は、そもそも税務調査の趣旨にそぐわないと考えます。

実際問題として、通常の申告も、建前は正しい税額を申告していますが、ということの意味はありますが、その申告内容を税務調査官が信頼して調査を実施しないことは絶対にありません。こういう建前があっても、実際に自分の目で正しいかを確認するために税務調査を行うわけです。このため書面添付に実効性はない、と考えています。

実際のところ、書面添付について現場の税務調査官に内々にヒアリングをすると、書面添付の結果として税務調査を実施しないという措置（「税務調査の省略」といわれます）とすることは基本的にはない、という意見が多数でした。